

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、継続的なグループ企業価値の向上のために、健全で透明性の高い経営管理システムを確立し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることがステークホルダーに対する重要な責任と考えて行動しております。そのために、コンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図っていく所存であります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2④、補充原則3-1② 議決権の電子行使のための環境整備及び招集通知の英訳]

当社は、現在の株主構成を勘案し英語での情報の開示・提供はいたしておりません。今後、必要があると認められた場合には、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知等の英訳について検討いたします。

[補充原則2-4① 中核人材の多様性確保に関する考え方等]

当社は、中期経営計画(2021-23)において、「働きやすさ」と「働きがい」を追求し、総合的な人財プランを推進することを掲げており、中核人材を含む当社従業員の多様性確保等に関して、積極的に取り組んでいく方針であります。

上記方針に基づき、管理職への登用等に関しましては、人事考課により能力、業務実績等を総合的に評価し、適正の認められる者を管理職として登用しており、性別、国籍、採用経路等で選別せず、分け隔てなく評価・育成することを基本的な方針としております。

なお、当社グループの中核人材の自主的かつ測定可能な現状は以下のとおりであります。

女性管理職に関しては、現状、11.5%であります。

外国人管理職に関しては、現状、3.8%であります。

中途採用者の管理職に関しては、現状、43.6%であります。

上記の現状を踏まえ、当社は現在、中核人材の多様性の確保に関しては、課題と認識しております。中期経営計画(2021-23)におきましては、3年間をかけてマネジメントスキル保有人材、女性・若手人材の積極的登用を目指し、これを支援するための資格体系や評価・報酬制度の見直し、教育投資、マネジメント人材の育成、スキルアップ支援等の改革に取り組んでおります。(https://www.hcs-hd.co.jp/ir/library/material)

なお、現時点では女性・外国人・中途採用者の管理職への登用目標は定めておりませんが、管理職に占める女性管理職割合につきましては、2031年3月期末目標を15.0%としております。上記の通り、当社は、従業員の多様性の確保を推進する方針であり、2023年度にはグループ全体としての女性の積極的な登用を行い、併せて人財の多様性や即戦力人財確保のための中途採用を積極的に行う予定でありますが、現時点では女性、外国人、中途採用者等の管理職の登用等における測定可能な目標設定は開示できるまでにはいたっておりませんので、準備が整い次第開示してまいります。

[補充原則3-1③ サステナビリティ等への取組みについて]

当社グループは、グループミッションにおいて、「私たちは、ICTを人間の良きパートナーとして活用し、日本の「少子高齢化・人口減少」「環境・資源問題」などに取り組み、「課題解決先進国ニッポン」の持続可能な成長に貢献すると共に、その技術を世界に発信します。」としております。したがって、事業を通じて当社グループの主要顧客(エネルギー関連事業、製造業)へDXを活用したシステム開発等の提案により環境対策に貢献してまいります。

したがって、IT化推進によるサステナビリティ確保のためにはDXスキルの拡張が必要と考え、新しいデジタル技術の資格取得に努めております。

また、当社グループの株式会社オートマティゴにおいては、「CO2排出量可視化支援サービス」をソリューション事業として取り組んでおります。

なお、2023年3月期に「CSR検討会」を設置しESG経営の可視化を目標にした協議を開始しております。

[補充原則4-1③ 後継者育成の計画]

現状、具体的な後継者育成計画は策定しておりませんが、候補者となる人材の育成という観点から、業務および役員を交えた社内プロジェクト等を通じ、当該人材の経験値および判断力の育成を目指しております。今後は、当社の経営理念や経営戦略を踏まえ、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画・育成に関して幅広く情報を収集するとともに、育成状況の監督や、後継者育成計画の策定とその内容について、2023年7月に設置予定の任意の指名・報酬委員会において検討してまいります。

[補充原則4-2① 経営陣の報酬]

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は固定報酬と業績連動の賞与とで構成されておりますが、当社は、現在、株式報酬制度を導入しておりません。

持続的成長の達成に向けたインセンティブとしての報酬の機能を充実させるため、当社にとって適切な報酬制度について、2023年7月に設置予定の任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえて検討し議論してまいります。

[補充原則4-3②、4-3③ 代表取締役社長(CEO)の選解任]

代表取締役社長(CEO)の指名にあたっては、これまでの経験、知識および能力を総合的に判断のうえ、社外役員も含めた取締役会の決議によって決定しており、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められたときや、法令もしくは定款等の規程に明確に違反した場合や、多大な損失もしくは業務上の支障をきたしたときは直ちに解任することとしておりますが、2023年7月に設置予定の任意の指名・報酬委員会において、改めてその具体的方針等を審議のうえ検討し、議論してまいります。

[補充原則4-10① 取締役の指名・報酬などに係る機能の独立性・客観性と説明責任]

取締役の指名・報酬などに係る機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を2023年7月に設置する予定です。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

事業拡大に資するパートナーシップ構築等のため株式を保有する可能性があります。なお、投資委員会により投資可否判断および投資後のモニタリングを行っております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役会規程、関連当事者取引規定に基づいて関連当事者取引を管理しております。

その枠組みとして、当社が関連当事者と取引を行うにあたっては、事前に取締役会で検証・承認を得たうえで取引を実施しています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は企業型確定拠出年金制度を導入しております。

人事部が当該管理を担当し、適切な資質を持った人材を登用しております。

また、適宜、当該制度に関する勉強会や入会の案内等を通じて従業員への研修等を行っております。

[原則3-1 (i) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画]

「私たちは、ICTを人間の良きパートナーとして活用し、日本の「少子高齢化・人口減少」「環境・資源問題」などに取り組み、「課題解決先進国ニッポン」の持続可能な成長に貢献すると共に、その技術を世界に発信します。」を私たちの使命としております。

[原則3-1 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針]

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

[原則3-1 (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続]

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は固定報酬と業績連動の賞与とで構成されており、その内容は取締役会で承認された役員報酬規程 (内規) に基づき取締役会の決議にて決定しています。2023年7月に取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置する予定です。また、経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、株式報酬の導入も含め、今後議論してまいります。

[原則3-1 (iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続]

取締役候補の指名を行うにあたっては、取締役の業績等への貢献度評価並びに取締役の職務を実行的に果たすための能力を持っているかどうかの点から、年齢、性別、国籍に関係なく取締役候補を選定しております。取締役会において独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合株主総会へ取締役候補として上程します。

次に、監査役の選任手続として監査役会の構成を考慮し対象となる人材の経歴や資質、社外監査役候補者の場合は当社の独立性基準を満たすか否かを確認し、監査役会及び取締役会において独立社外役員とも協議し決議を行い、承認された場合、株主総会監査役候補者として上程します。

また、取締役・監査役の解任方針については、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められたときや、法令もしくは定款等の規程に違反し、多大な損失もしくは業務上の支障をきたしたときとします。解任の手続きは、その解任基準に該当した場合に、取締役会において独立社外役員とも協議し決定します。

[原則3-1 (v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明]

各役員の選任理由は以下のとおりです。

- ①代表取締役社長 竹村 正宏:、みずほ証券株式会社における審査部門の経験に基づき、当社及び当社グループ会社の管理部門の担当役員業務を中心に、経営の中核として強力なリーダーシップを発揮していることから、その力を当社の経営全般の的確な意思決定に活かしていただけると判断いたしました。
- ②専務取締役 天野 進:日本ユニシス株式会社 (現BIPROGY株式会社) の主要事業部門の部門長の職にあった経験に基づき、当社及び当社グループ企業の取締役、代表取締役社長を兼務してきたことから、当社グループの主要事業や提供するサービスに精通しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断いたしました。現在、当社の事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムの代表取締役社長を兼務しております。
- ③取締役会長 宮本 公:当社および当社グループ会社において長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業における豊富な経験と経営全般に関する知見を幅広く有していることから、当社取締役に適任であると判断しております。なお、現在、当社の事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムの代表取締役会長を兼務しております。
- ④社外取締役 渡邊 裕之:が新日鉄ソリューションズ株式会社 (現 日鉄ソリューションズ株式会社) の元業務役員・フェローであったことから当社が属するIT業界に対する深い知見を有しており、当社及び当社グループの事業推進に対する意見を述べるとともに、適切な経営判断のための助言ができる人材であると判断いたしました。
- ⑤社外取締役 川尻 恵理子:裁判官の経歴と弁護士資格を有していることから、法務に関してお持ちの幅広い知見を活かし、コンプライアンスの観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- ⑥常勤監査役 大久保 利幸:当社の主力事業子会社である株式会社日比谷コンピュータシステムに入社し、主に情報サービス部門に従事し、その後、管理本部長、事業本部長、経営企画本部長を歴任し、ほぼ全部門を熟知していることから、当社常勤監査役として適任であると判断いたしました。
- ⑦社外監査役 吉村 潤一:公認会計士として監査法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断いたしました。
- ⑧社外監査役 大竹 義紀:公認会計士として監査法人や税理士法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断いたしました。

[補充原則4-1① 取締役会の決定事項等]

取締役会は、取締役会規程において、定款および法令に定めるものを含め、取締役会において決議する事項を定めております。

それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程において決定権限を定め、業務執行者に委任をしております。

[原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は独立性判断基準として、東京証券取引所の定める基準を遵守しております。

[補充原則4－11① 取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスの考え方として、年功序列的な考えではなく、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを総合的に考慮し取締役候補を選定しております。

多様性に関する考え方としては、様々な業務経験を持っていて偏った見方をしない人材、また、一つ以上の専門性・強みを持った人を選任することとしております。

規模に関する考え方としては、定款に定める員数を上限としております。

取締役の選任に関する方針・手続は、原則3－1(iv)で開示の通りです。

またスキルマトリックスに関しては、本報告書別添資料の通り開示しております。

[補充原則4－11② 取締役・監査役の兼任状況]

当社の取締役の兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知により開示しております。

[補充原則4－11③ 取締役会全体の実効性について分析・評価]

当社では、継続的なグループ企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることを重視し、毎年、取締役会の実効性を評価することとしております。

2023年3月期の取締役会の実効性評価につきましては、全ての取締役及び監査役を対象に外部評価機関によるアンケート調査を実施しました。当年度は、取締役会の構成及び運営、経営戦略等の重要事項の決定や監督、リスク管理体制など、取締役会全体としてのステークホルダーの期待する役割を果たし、実効的に機能できたかを客観的に評価するため、アンケートの設計及びその分析評価は外部評価機関を活用したものです。

また、取締役会において、アンケート分析結果に基づき当年度の取締役会の実効性と課題の所在について審議を行い、意識を共有いたしました。今後、これらの事項の改善のための意見交換を活発化することにより経営推進に役立てていきたいと存じます。

[補充原則4－14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社はこれまでも、会社側から取締役に対し研修を実施しておりますが、今後はさらにガバナンス力強化のために、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽のため、研修等を実施する方針であります。

[原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は次の通りです。

- (i) 株主・投資家との対話は、管理本部長が統括し、代表取締役社長が決算説明会、個別面談等、の実施及びWebを通じた動画説明会等、様々な取組みを通じて積極的に対応しております。
- (ii) 円滑な対話を促進するため、管理本部、経営企画室等の関係部門間で情報を共有し、事業子会社に対しても情報共有いたします。
- (iii) 個別面談以外の対話の手段として半期ごとの決算説明会の実施を基本としております。説明会では、代表取締役社長が説明及び質疑応答を行い、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図ってまいります。
- (iv) 個別面談、決算説明会、株主総会等で頂戴した株主・投資家の意見や懸念事項に対しては、取締役会、管理本部、経営企画室及び事業子会社等の関連部署と共有し、活用を行ってまいります。
- (v) インサイダー情報管理については、インサイダー取引について定めた社内規程を厳格に運用しております。なお、当社は、各四半期末翌日から決算発表までの期間を沈黙期間（クワイエットピリオド）としており、株主・投資家との会話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BIPROGY 株式会社	372,000	14.05
宮本 公	313,800	11.85
株式会社東陽建物	202,800	7.66
HCSホールディングス従業員持株会	143,100	5.40
株式会社きんでん	120,000	4.53
光通信株式会社	89,800	3.39
AGキャピタル株式会社	51,500	1.94
株式会社みずほ銀行	50,400	1.90
株式会社三菱UFJ銀行	50,400	1.90
PCIホールディングス株式会社	46,400	1.75

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 裕之	他の会社の出身者								△			
川尻 恵理子	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 裕之	○	渡邊裕之氏は、当社の取引先である新日鉄ソリューションズ(株)（現 日鉄ソリューションズ(1株)）の出身ですが、同社を退社してから5年以上が経過しております。同社と当社グループとの取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。また、同氏は当社の株主ですが所有する株式数は僅かであります。	渡邊裕之氏は、IT業界でのシステム開発・営業本部長としての経験とフェローとしての幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただけると判断し選任しております。同氏は過去に当社の取引先である新日鉄ソリューションズ(株)（現 日鉄ソリューションズ(株)）に在籍しておりましたが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
川尻 恵理子	○	川尻恵理子氏は、当社の顧問弁護士でした。報酬は当社の営業収益の1%程度でした。同氏と顧問契約は2020年5月末日を持ちまして解約しております。	裁判官の経歴を持ち弁護士資格を有しております。法務に関する幅広い知見を有していることから適切な人材と判断いたしました。同氏は当社の顧問弁護士でしたが、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断したため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計を担当する監査法人（三優監査法人）より、監査計画、職務遂行状況およびその監査結果などについて適宜および定期的に報告を受け、情報および意見の交換を行っており、必要に応じて、監査法人と個別の課題については情報および意見の交換を行っております。また、監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況およびその監査結果などについて、適宜定期的に報告を受け、情報交換を行っております。さらに、監査役会は、定期的に監査法人および内部監査室と三様監査の会合を開催しております。三様監査会合では、監査法人、内部監査室より、各々の監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報および意見の交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉村 潤一	公認会計士													○
大竹 義紀	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村 潤一	○	吉村潤一氏には当社の新株予約権を付与しておりますが、その個数は僅かです。また、同氏は当社の株主ですが所有する株式数は僅かです。	吉村潤一氏は、公認会計士・税理士として監査法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
大竹 義紀	○	大竹義紀氏は当社の株主ですが所有する株式数は僅かです。	大竹義紀氏は、公認会計士・税理士として監査法人や税理士法人等での長い経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験及び見識を活かし、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として適任であると判断し選任いたしました。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員にしています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬である賞与から構成されております。基本報酬は当社の業績、役員個々の功績及び経済情勢等を総合的に勘案し、公正かつ客観的に判断した上で、取締役会で決定しております。また、業績連動報酬である賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための短期的なインセンティブとして、連結決算の営業成績および会社業績への貢献度等の定性的な要素を考慮して決定し、業務執行取締役に対して支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役および従業員に対しては、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、また監査役に対しては、当社への適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与いたしました。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示はおこなっておりません。取締役の報酬は役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、内規に基づいて取締役会で協議し決定しております。

前項の決定にあたって、社長は内規に定める「月額報酬額算定基準」に基づいて役員別基本報酬案を作成し、その原案を取締役会で審議した上で決定しております。賞与につきましては、前期の連結決算の営業成績および各取締役の会社業績への貢献度等を総合的に勘案のうえ、内規が定める算定方法に基づいて社長が原案を作成し、取締役会で審議のうえ決定しております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外取締役 (社外監査役) を含む取締役会の構成メンバーには取締役会開催の3日前までには開催日時、議案を通知することで、全員が参加できるように調整しております。欠席予定のときは、取締役会の招集通知発送時に資料を送付し、意見ある場合には事務局である総務部がその内容を確認しております。また、当該欠席役員より、事前配布の資料に対する質問および意見がある場合は、審議の参考とするために事務局で取り纏めて議場に提出することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役5名 (内、社外取締役2名) により構成されており、定時取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、当社グループ全体の企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決議するとともに、取締役相互間の職務執行を監督しております。また、当社ではグループ事業会社の管理強化を目的として、常勤取締役、常勤監査役によって構成される経営会議を設置しております。経営会議は原則として月1回以上必要に応じて随時開催し、取締役会の諮問機関として、当社及び各事業会社から上程される経営上の重要事項を審議し、取締役会への付議事項、報告事項を選定しております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名 (社外監査役) で構成され、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員・従業員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。監役会設置会社の体制においては、常勤監査役の設置が義務づけられており、十分な時間と情報を確保した上で監査を行うことができます。また、監査役会を構成する監査役の半数以上は社外監査役とされ、当社でも監査役3名のうち2名が社外監査役となっており、独立した外部の視点によるチェック体制の強化を図っております。このような牽制機能の充実が期待されることから、当社は監査役会を設置しております。また、取締役会においては、2名が社外取締役となっており、社外監査役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	電子提供制度の開始に伴い株主総会招集通知の早期開示 (株主総会開催の3週間前) に対応しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆さまに参加いただけるよう、集中日を避けた定時株主総会開催日の設定を検討していきたいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を行えるよう準備を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現在は議決権電子行使プラットフォームへは参加しておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率の状況を勘案して、検討を進めてまいります。
招集通知 (要約) の英文での提供	当社は、現在の株主構成を勘案し、英語での情報の開示・提供はいたしておりません。今後、必要があると認められた場合には、招集通知の英訳について検討いたします。
その他	今後も、ホームページ上に株主総会招集通知、決議通知などを掲載していく予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにおいて掲載しております。 URL: https://www.hcs-hd.co.jp/ir/management/disclosure	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2022年3月期の通期決算より、個人投資家向けの定期説明会の開催を予定しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2022年3月期より開催しており、今後も実施する予定です。説明会では、代表取締役社長が説明及び質疑応答を行い、アナリスト・機関投資家との積極的なコミュニケーションを図ってまいります。 また、機関投資家からの個別ミーティングに対しても積極的に対応してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在の株主構成を勘案し、海外投資家向けの定期説明会は開催しておりません。今後、必要があると認められた場合には、開催について検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいてIR資料を掲載しております。 URL: https://www.hcs-hd.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのミッションを策定し、ステークホルダーに対して当社及び役職員の取るべき行動を明確にしております。また、リスク・コンプライアンス規程を制定し、法令、社内規程等、企業倫理および社会規範に基づき良識をもって行動することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループミッションにおいて、サステナビリティを巡る課題として環境(クリーンエネルギー)への対応等を盛り込んでおり、顧客を通じて社会環境問題に貢献する所存であるとともに、当社グループ会社においては、「CO2排出量可視化支援サービス」事業を行っております。 2023年3月期よりCSR検討会を立ち上げ、当社のCSR上の課題抽出等に着手しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令、東京証券取引所の規則等及び当社の情報開示にかかる諸規程等に基づき内容等を検討し、適時、情報開示、公表を行ってまいります。
その他	—

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備につきましては、取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決定し、システム充実に向けた取り組みを進めております。内部統制システムの概要は、以下のとおりであります。

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行なう。
 - 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役および従業員の職務執行に係る情報については文書管理規程、個人情報保護規程、およびインサイダー取引防止管理規程等の社

内規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。

- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- (3) 取締役および監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - (3) 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社の意思決定方法については、取締役会規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
 - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - (3) これらの業務運営状況について、内部監査室による監査を実施しその状況を把握し、改善を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) リスク・コンプライアンス規程を適切に運用し、リスク管理とコンプライアンスを重視した社内風土を構築して、社内の課題、問題点を迅速に適確に把握できる体制をつくる。
 - (2) 使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
 - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入・確保するため内部通報制度（ヘルプライン制度）の積極的利用を推進する。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従い、事案の内容によっては外部専門家と協力しながら適切に対応をする。
 - (5) 使用人の法令・定款違反等の行為については、就業規則において懲罰を制定し適正な処分を行う。
6. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした態度で対応する。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク・コンプライアンス規程を適確に運用し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - ロ. 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - ハ. 取締役会は、毎年、リスク管理体制についても見直しを行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 会社の意思決定方法については、グループ各社が取締役会規程において明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
 - ロ. 職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
 - ハ. これらの業務運営状況について、当社内部監査室による内部監査を実施し、その状況をグループ各社と共有し、グループ各社と協力して改善のための検証を行う。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. グループ行動規範を制定してこれを適用する。
 - ロ. 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。
 - ハ. 当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務諸表の作成に必要な組織の構築および人材の確保・配置を行なうとともに、信頼性のある財務報告のため、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。また、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的に行う。
9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な員数および求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
10. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
11. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。
12. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、その他これらの職務を行うべき者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (1) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。
 - (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - (2) 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して取締役にその理由の開示を求めることができる。
15. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、そ

の費用が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 基本的な考え方
当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言しております。
 - (1) 当社グループは、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力からの不当要求を拒絶します。
 - (2) 当社グループは、反社会的勢力との裏取引や資金提供を行いません。
 - (3) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的な手段を講じます。
 - (4) 当社グループは、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - (5) 当社グループは、反社会的勢力の不当要求に対応する役員及び従業員の安全を確保します。
- 2. 整備状況
当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対策規程マニュアル」および「反社会的勢力対策規程に係る反社チェック作業手順書」を作成し、役職員に対し反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。
反社会的勢力との取引の事前防止のため新規取引開始の際は上記規程等に定めたチェックを実施するとともに、事後に取引先が反社会的勢力と判明した場合の取引遮断を容易にするために当社の標準契約書に暴力団排除条項を導入しております。
また、公益社団法人「深川地区特殊暴力防止協議会」に加入し、警察及び地域企業との連携を深め情報の共有を図っており、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

Vその他

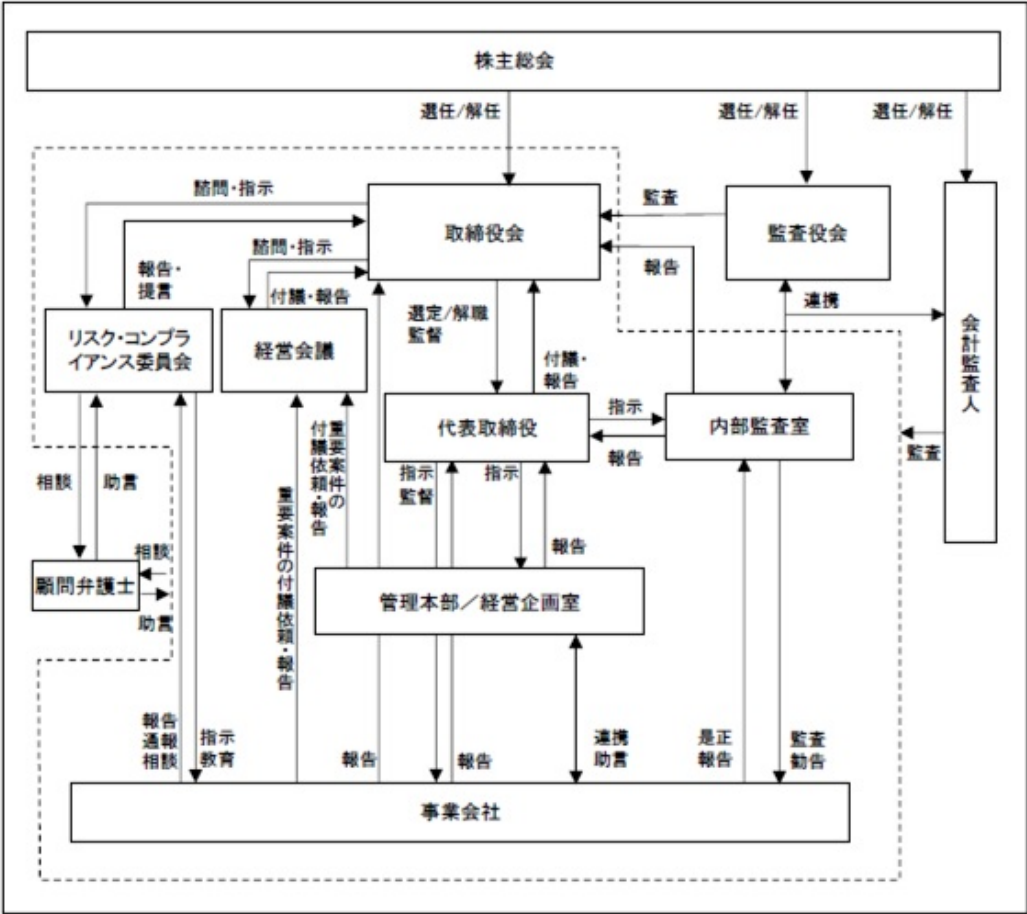
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

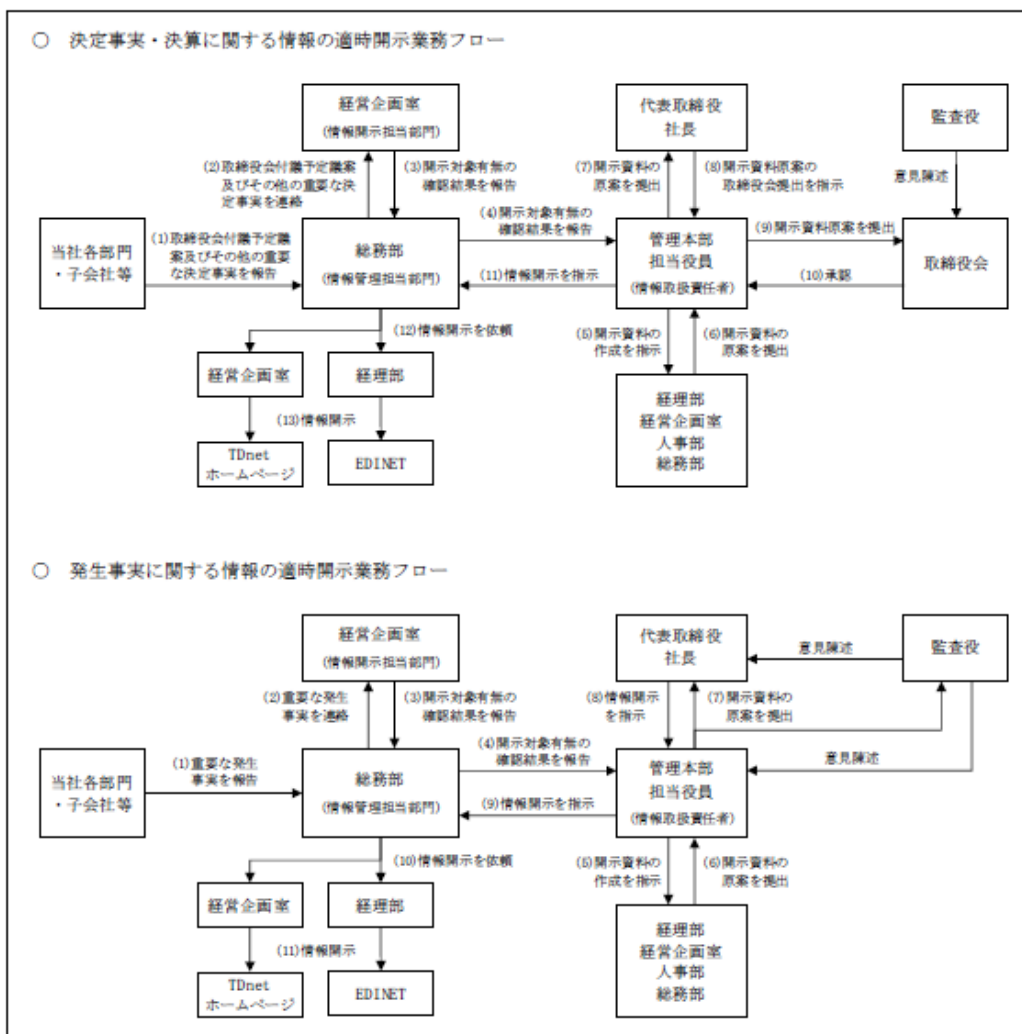
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりであります。



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続きについて、下記の通りのプロセスを計画しており、関連する規程等の整備を含め、2019年1月から試行を開始しております。なお、業務フロー図は次のとおりであります。



【スキルマトリックス】

	役職	企業経営	財務・会計	IT業界知見	法務・コンプライアンス	サステナビリティ	他社経験
取締役	竹村正宏	代表取締役社長	●	●	●		●
	天野進	専務取締役	●			●	●
	宮本公	取締役	●	●	●		●
	渡邊裕之	取締役（社外）	●	●			●
	川尻恵理子	取締役（社外）			●	●	
監査役	大久保利幸	常勤監査役	●	●	●		
	吉村潤一	監査役（社外）	●	●			
	大竹義紀	監査役（社外）	●	●			